

個人型確定拠出年金制度の展開に関する日韓比較

柳 在 廣

- I. はじめに
- II. iDeCo と IRP の制度比較
- III. 制度の変遷過程と普及
- IV. 年金資産の運用と給付
- V. むすびにかえて

I. はじめに

近年、日本と韓国では平均寿命の延長に伴い、退職後の経済的な安定がますます重要な課題となっている。公的年金だけでは老後の生活費を十分に賄うことができないため、両国では私的年金の活性化を通じた老後資金の確保を図っている¹⁾。特に、加入者自らが拠出した掛金を自分で運用し、一定の年齢を超えた後は年金や一時金として受け取る「個人型確定拠出年金制度」が両国で導入され、制度の普及が進められている。

この個人型確定拠出年金制度について、日本では英語表記の「Individual-type Defined Contribution pension plan」の一部を取り出して「iDeCo」と呼称している。一方、韓国では「IRP」と呼ばれる「個人型退職年金」が存在し、英語表記の「Individual Retirement Pension」の頭文字だけをとり IRP と表記している。iDeCo と IRP という表現は両国において政策当局や研究者の間でも一般的に使用されており、本稿でもこの2つの表現を統一して用いる。

ところで、iDeCo と IRP についてはそれぞれの国において多様な視点から研究がなされてきた。例えば、金子（2017）は iDeCo の加入対象範囲の拡大に焦点を当て、その意義を解説するとともに、認知度の低さが制度拡大の障害になっていると指摘している。佐川（2022）は2017年以降、5年間に加入者数が継続して増加していることを評価しつつ、掛金の拠出においては少額の拠出をする層と限度額近くまで拠出する層の2極化が進んでいる問題を指摘している。一方、이태열, 강성호（2019）は IRP と従来の個人年金市場を比較分析しながら低所得層向けの加入促進策を検討する必要があると強調している。また、柳（2023）は IRP の成長要因を総合的に分析しながら、IRP を取り巻く金融業界の競争が激しくなっていることを指摘している。ただし、先行

1) 私的年金とは日本と韓国において企業年金と個人年金を合わせたものを指す。

研究においては類似する両国の制度を比較検討し、仕組み上の類似点や相違点、制度展開における特徴などを総合的に検討した研究は見当たらない。

そこで、本稿では iDeCo と IRP を対象に、制度の仕組み、制度の変遷と普及状況、年金資産の運用と給付状況から詳細な比較検討を行い、両国の制度展開における特徴を明らかにするとともに、年金制度としての意義や今後の課題について考察したい。比較検討においては、なるべく両制度の公表統計を用いて、類似する項目は同一形式に再構成し、両制度の共通点と相違点を浮き彫りにしたい²⁾。iDeCo と IRP には掛金を拠出し、老後に備える機能以外に他の年金制度から退職一時金を移す年金ポータビリティ機能もあるが、本稿では前者を中心に検討を進める。

具体的に、Ⅱでは iDeCo と IRP の仕組みを年金制度の基本的な枠組みから比較検討し、Ⅲでは制度の変遷過程や普及状況を公表統計から詳細に分析する。また、Ⅳでは年金資産の運用と給付状況を比較検討し、Ⅴでは分析内容を整理するとともに両制度の意義と課題について言及しむすびにかえたい。

Ⅱ. iDeCo と IRP の制度比較

ここでは iDeCo と IRP の制度の仕組みについて比較検討し、それぞれの制度の特徴を明らかにする。その際、まず、制度の法的根拠や制度運営主体について検討する。次に年金制度の基本的な枠組みである加入条件、資産運用と給付形態の項目から比較検討する。さらに、税制優遇策について比較検討を行う。個人型確定拠出年金は個人が自由に加入する年金制度であることから何等かのメリットがなければ制度普及に限界がある。その点、両国では手厚い税制優遇策を取り入れており、その類似点や相違点を検討する。以上のような比較検討から両制度の仕組みの特徴が浮き彫りになると期待される。

1) 根拠法と制度運営主体

日本の iDeCo は2001年に制定された「確定拠出年金法」に基づいて導入された制度である。日本では2001年に企業年金制度における大きな改革が行われ、確定給付企業年金法と確定拠出年金法の2つの法律が制定された。その法律を根拠に企業は「確定給付企業年金」か「確定拠出年金」

2) 個人型確定拠出年金に関する統計は、日本では運営管理機関連絡協議会が発表する「確定拠出年金統計資料」と国民年金基金連合会が発表する「iDeCo (個人型確定拠出年金) の制度の概況」がある。韓国では制度の導入初期には雇用労働部が毎年発表していたが、2016年からは韓国統計庁が企業年金の統計作成機関となり、毎年「退職年金統計結果」を公表している。また年金資産の規模や資産運用については韓国金融監督院が「退職年金積立金の運用現状統計」として公表している。両国の統計の項目は異なっており、比較のために類似する項目は同一形式に再構成して用いる。

を選択して、1つあるいは両制度を同時に導入することができるようになった³⁾。確定拠出年金には企業型と個人型があり、個人型が本稿で取り上げる iDeCo である。

iDeCo は制度の運営主体として国民年金基金連合会を活用している⁴⁾。国民年金基金連合会が民間の金融機関を「運営管理機関」と指定し、その運営管理機関を通じて加入手続きや掛金の拠出などが行われる仕組みである。

一方、韓国の IRP は2005年12月に施行された「勤労者退職給与保障法」を根拠として導入された。同法によって韓国でも「確定給付型企业年金」、「確定拠出型企业年金」からなる企業年金制度が導入された⁵⁾。企業は両年金制度の1つかあるいは2つを同時に導入することができる。また転職時の年金ポータビリティ制度として本稿で取り上げる IRP が導入された。当初は1つの口座を意味する IRA (Individual Retirement Account) という呼称が使われていたが、2012年の法改正によって IRP (Individual Retirement Pension) の呼称が使われるようになり、1つの年金制度として位置づけられた。IRP は日本の国民年金基金連合会のような制度運営機関は存在せず、法的なガイドラインに従い、政府が専門人材とシステムを備えた金融機関を「退職年金事業者」として指定し、この退職年金事業者を通じて加入手続きや掛金の拠出が行われている。

iDeCo と IRP は制度運営主体の違いがあるとはいえ、企業年金の法体系の1つとして制度が導入された点や民間の金融機関を運営管理機関や退職年金事業者として指定し、制度を運営している点は共通している。民間の金融機関は特定の業態だけではなく、銀行・証券・保険会社のすべてを利用している点も共通している。ただし、iDeCo は全金融機関を合わせて1つのみ口座開設が可能であるが、IRP は金融機関別にそれぞれ1つの口座開設が可能であり、金融機関が異なれば複数の口座を開設することも可能である。

3) 確定給付企業年金は「企業が従業員と給付の内容を約束し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができる確定給付型の企業年金制度であり、企業等が厚生労働大臣の認可を受けて法人（企業年金基金）を設立する「基金型」と、労使合意の年金規約を企業等が作成し、厚生労働大臣の承認を受けて実施する「規約型」がある。基金型は企業年金基金が、規約型は企業等が年金資産を管理・運用して年金給付を行う」。他方、確定拠出年金は「企業が拠出した掛金は個人ごとに明確に区分され、掛金と個人の運用指図による運用収益との合計額が給付額となる企業年金制度であり、従業員のために企業等が規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受けて実施する」。企業年金連合会（2023）、2頁より一部引用。

4) 国民年金基金連合会は転居や転職により国民年金基金の加入員資格を60歳到達前に喪失された者で加入員期間が15年未満の者等への年金および遺族一時金の支給を共同して行うために2001年5月に設立された。全国にある国民年金基金が連合会の会員となっている。また、2002年からは確定拠出年金法に基づき、確定拠出年金の個人型年金の実施主体として、個人型年金規約を作成するとともに、加入者の資格の確認や掛金の収納等の業務を行っている。国民年金基金連合会のホームページの内容を参考に作成。

5) 韓国では日本の企業年金制度に当たるものを「退職年金制度」という表現を使っているが、本稿では便宜上、企業年金制度と統一して表記する。

2) 制度の枠組み

次に年金制度の基本的な枠組みの要素である ① 加入対象と年齢制限, ② 掛金の限度額, ③ 資産運用の規制と ④ 給付形態について比較検討する。

① 加入対象と年齢制限

iDeCo の加入対象は基本的に国民年金（基礎年金）の被保険者を対象としている。すなわち、第 1 号被保険者である自営業者等、第 2 号被保険者である民間被用者や公務員など、そして第 3 号被保険者である専業主婦などが加入対象となっている（表 1 参照）。年齢制限は加入可能な年齢と給付開始年齢の 2 つの制限がある。まず、加入可能な年齢については 2023 年現在、20 歳以上 65 歳未満まで加入可能になっている。次に年金の受給開始年齢は 60 歳以降から 75 歳の間に開始することになっており、60 歳になる前に年金資産を引き出すことは原則できない。

一方、韓国の IRP は加入対象を所得のある就業者としており、会社員や公務員、自営業者などが加入可能であるが、所得が発生しない専業主婦は加入できない。iDeCo のように国民年金（基礎年金）と制度的にリンクされておらず、独自の制度設計になっている。加入年齢については特に制

表 1 iDeCo と IRP の制度の概要

区分	iDeCo	IRP
根拠法	確定拠出年金法	勤労者退職給付保障法
導入時期	2002年1月	2005年12月
実施主体	国民年金基金連合会	退職年金事業者（金融機関）
加入対象者	国民年金（基礎年金）被保険者 ・第1号、第2号、第3号被保険者 ・国民年金任意加入被保険者	所得のある就業者 ・会社員 ・公務員や私立学校教職員など ・自営業者 ・専業主婦は加入資格なし
年齢制限	・加入：20～65歳まで ・受け取り開始時期：60～75歳	・加入：下限・上限の年齢制限なし ・受け取り開始年齢：下限は55歳以上、上限の年齢制限なし
掛金	・加入者個人が拠出	・加入者個人が拠出
掛金の限度額	1. 国民年金第1号被保険者（自営業者等）：68,000円／月 2. 国民年金第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者） ・確定給付型の年金及び企業型 DC に加入していない場合（公務員を除く）：23,000円／月 ・企業型 DC のみに加入している場合：20,000円／月 ・確定給付型の年金のみ、または確定給付型と企業型 DC の両方に加入している場合：12,000円／月 ・公務員：12,000円／月 3. 国民年金第3号被保険者（専業主婦（夫）等）：23,000円／月 4. 国民年金任意加入被保険者：68,000円／月	・掛金の限度額：IRP と年金貯蓄口座と合わせて年間1,800万ウォン ・限度額のうち、IRP の税額控除対象となる額：年間900万ウォン

出所：日本の厚生労働省、韓国の雇用労働部、金融監督院の公表資料等により作成。

限がないため、高齢でも加入して掛金を拠出することが可能である。また、受給開始年齢には下限を55歳以上と制限しているが、上限の年齢制限はない。年金を受給するための条件としては5年以上の加入期間が必要である。

以上、加入対象と年齢制限について考察してきたが、iDeCoの方がIRPよりも加入対象範囲が広い一方、年齢制限においてはIRPの方がより自由に設計されている。

② 掛金の限度額

iDeCoとIRPでは、掛金に税制優遇が適用されるため、掛金の上限が設定されている。まず、iDeCoでは加入者が他の年金制度に加入しているかどうかによって、限度額が月12,000円から月68,000円まで細かく規定されている。国民年金の第2号被保険者で確定給付型の年金や企業型確定拠出年金に加入していない場合（公務員は除く）は限度額が月23,000円である。企業型確定拠出年金のみに加入している場合は月20,000円、確定給付型の年金のみ加入している場合や確定給付型と企業型確定拠出年金の両方に加入している場合は月12,000円である。また、自営業者の場合は月68,000円、専業主婦の場合は月23,000円、公務員の場合は月12,000円まで限度額が定められている（表1参照）。このような複雑な限度額の設定は加入者の制度理解を難しくさせ、制度普及の障害になっていると思われる。

一方、IRPでは限度額の仕組みがiDeCoと大きく異なる。iDeCoでは掛金の限度額に所得控除が受けられるが、IRPでは拠出可能な金額を他の制度と合わせて大きく設定し、そのうち一部の金額に対して税額控除が受けられる仕組みである。すなわち、民間金融機関が販売している「年金貯蓄口座」の掛金とIRPの掛金を組み合わせて年間1,800万ウォンまで拠出可能にし、そのうちIRPの掛金に対して年間900万ウォンまで税額控除が受けられる⁶⁾。

以上のようにiDeCoは掛金の限度額がかなり複雑な設定になっているが、IRPは他の個人年金商品との組み合わせで限度額の設定がなされる形でシンプルな体系となっている。また、iDeCoは掛金に対して所得控除が適用されるが、IRPは税額控除が受けられる。

③ 年金資産の運用規制

年金資産の運用は個人型確定拠出年金において非常に重要な意味をもつ。加入者自身が資産の運用を直接行うため、運用益の大小によっては将来の年金受給額が大きく変動するからである。そのため、iDeCoとIRPでは加入者がリスク許容度に応じて運用ができるよう、元本確保型商品

6) 「年金貯蓄口座」はIRPが導入される前から存在していた個人年金商品である。掛金に対して税額控除が受けられることから韓国では「税制適格個人年金」とも呼ばれている。現在、IRPと一緒に個人年金の中心をなしており、韓国の私的年金税制は年金貯蓄口座とIRPを合わせて税制を適用する仕組みとなっている。詳細は김동희, 류재광 (2023)を参照。

また、IRPの掛金の税額控除額は2022年までは年間700万ウォンであったが、税制改正により2023年から900万ウォンへ引き上げられた。

表2 iDeCo と IRP の資産運用の規制

区分	iDeCo	IRP
資産運用の主体	・加入者自身が商品を選定	
運用可能な商品	・元本確保型商品 ・投資信託などのリスク性商品 ・ETFへの投資が不可能	・元本確保型商品 ・投資信託などのリスク性商品 ・ETFへの投資が可能
運営管理機関の商品提示	・3～35商品を提示	・商品の数については規制なし
資産配分の規制	・特になし	・掛金の70%までリスク性商品に投資できる
運用の指図	・加入者が運用商品の変更や掛金の配分指定の変更可能	
デフォルト運用	・導入済み、元本確保型やリスク性商品のうちから選定可能	

出所：日本の厚生労働省、韓国の雇用労働部、金融監督院の公表資料等により作成。

とリスク性商品を同時に提供し、加入者の状況に合わせて商品選択と資産配分ができるようにしている（表2参照）。ここで、元本確保型商品とは預金や貯蓄性保険商品など元本が確保される商品であり、リスク性商品は投信信託のように価格の変動性があるものの、より高い収益（損失）を追求できる金融商品である。加入者は元本確保型商品とリスク性商品の中から商品を選び、マーケットの状況をみながら資産配分の比率を変更することもできるのである。

ただし、iDeCoでは商品の数が多すぎるとむしろ加入者の商品選択が難しくなることを考慮し、運営管理機関が提供する金融商品を3本から35本までに制限している。IRPは商品の数に関する制限は設けていない。ただ、IRPはリスク性商品へ投資が集中することを避けるために、リスク性商品を掛金の70%まで制限している。また、IRPでは投資信託よりも手数料の安い上場投資信託（ETF）の投資が可能であるが、iDeCoではまだ投資できない。両制度の共通点として、加入者が運用指図をしない場合、あらかじめ定められた運用商品で資産が運用されるデフォルト運用制度が導入されている。

以上のように年金資産の運用については投資可能な商品、提供される商品の数、資産配分の規制の面で若干異なる体系となっている。

④ 給付形態

給付形態についてはiDeCoとIRPの両方で年金受給と一時金受給の選択が可能である。ただ、給付要件には両制度に大きな違いがみられる。iDeCoは60歳を過ぎてから75歳の間に給付を開始する必要がある。60歳未満で年金資産を引き出すことは原則できない。それに、確定拠出年金の通算加入期間が10年未満の場合は、給付開始年齢が60歳から65歳まで段階的に引き延ばされる。例えば、加入期間が8年から10年未満は61歳から給付が開始され、2年未満の加入期間であれば、65歳から給付が開始される（表3参照）。一方、IRPでは加入期間が5年以上で、55歳以上で

表3 iDeCo と IRP の給付形態

区分	iDeCo	IRP
給付の選択肢	・年金と一時金の受給が選択可能	
受給要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則60歳に到達した場合に受給可能（60歳時点で確定拠出年金の通算加入者等期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢を段階的に引き延ばす） <ul style="list-style-type: none"> — 8年以上10年未満→61歳 — 6年以上8年未満→62歳 — 4年以上6年未満→63歳 — 2年以上4年未満→64歳 — 1年以上2年未満→65歳 ・支給開始の上限年齢は75歳 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入期間5年以上で、55歳以上から受給可能 ・支給開始の上限年齢の規制はなし
年金受け取りの期間等の制限	・5年以上20年以下の有期、または終身年金	<ul style="list-style-type: none"> ・受け取り期間の制限はない ・自分で数年間分割して受け取るか、金融会社の有期年金や終身年金の商品を選択して受け取る

出所：日本の厚生労働省、韓国の雇用労働部、金融監督院の公表資料等により作成。

あれば、受給することが可能である。iDeCo は給付開始の上限が75歳に設定されているが、IRP では上限制限が設けられていない。

そして、年金として受け取る場合、iDeCo では5年以上20年以下の有期年金または終身年金を選択することができる。毎月あるいは年間の受給額に関する制限はない。IRP は年金資産を自分が一定期間分割して引き出すことが可能である。あるいは金融機関の有期年金や終身年金の商品を選択して年金として受け取ることも可能である。期間や受給額の規制はないが、給付税制に見合った引き出しをすれば、低い税率の年金所得税（3.3～5.5%）が適用される。

以上のように、給付形態については一時金と年金の選択が可能であるものの、年齢制限や給付期間においては異なる形態をとっている。

3) 税制優遇

個人型確定拠出年金における税制優遇は加入を促進させ、制度を活性化するために欠かせない措置といえる。その意味で、iDeCo と IRP は手厚い税制の優遇策を取り入れている。特に、掛金の拠出時と運用時、給付時の3つのすべての段階において税制優遇策がとられている。以下ではそれぞれについて詳しく検討する（表4参照）。

まず、掛金の拠出時である。iDeCo の場合、掛金の全額が年末調整において所得控除が受けられる。既に掛金の上限額については言及してあるので、ここでは省略する。一方、IRP はiDeCo と異なり、所得控除ではなく税額控除が受けられる。税額控除が受けられる年間の拠出限度額は900万ウォンであり、年間の掛金に対して税額控除率をかけることで税額控除額が決まる仕組みである。税額控除率は年間所得（給与所得基準）が5,500万ウォン未満の場合は16.5%、それ以上の場

表4 iDeCo と IRP の税制

区分	iDeCo	IRP
拠出時	・ 加入者が拠出した掛金に対して全額所得控除	・ 年間の掛金に対して税額控除率をかけた金額を税額控除 — 拠出限度額900万ウォン — 税額控除率は給与所得が5,500万ウォン未満は16.5%、それ以上は13.2%
運用時	・ 運用益：運用中は非課税，一般的には20.315%（所得税15%，地方税5%，復興特別所得税0.315%）が課税される。	・ 運用益：運用中は非課税，一般的には15.4%（所得税14%，地方税1.4%）が課税される
給付時	・ 一時金として受給：退職所得控除 ・ 年金として受給：公的年金等控除	・ 一時金として受給：その他の所得税率の16.5%を適用 ・ 年金として受給：年間1,200万ウォンまでは低率の年金所得税適用 ・ IRPを含めた私的年金の給付額が1,200万ウォンを超過すると他の所得と合算して総合課税を適用するか16.5%の分離課税を適用するか選択可能

出所：日本の厚生労働省，韓国の雇用労働部，金融監督院の公表資料等により作成。

合は13.2%が適用される。所得水準によって税額控除率が異なるのは、高所得者に対する税優遇策を避けるための措置といえる。

次に、運用時には iDeCo と IRP の両方とも、運用益に対して非課税が適用される。一般的に、日本では預金の利子所得や投資信託の運用益に対して一律20.315%（所得税15%、地方税5%、復興特別所得税0.315%）が適用されるが、この税金が非課税となる。韓国でも利子所得や配当に対して一律15.4%（所得税14%、地方税1.4%）が適用されるが IRP の運用時にはこの税金がすべて非課税になる⁷⁾。本来支払うべき税金が非課税とされるため、非課税分を再投資することで老後の資産形成に大きく役立つ。

最後に給付時の税制は受け取る方法によって異なり、やや複雑である。iDeCo の場合、一時金として一括で受け取る場合は退職所得控除が適用されるが、年金として受給する場合は公的年金等控除が適用される。加入者の状況に応じて税率の適用が異なるため、どの方法がより節税効果があるかは一概にはいえない。

一方、IRP は iDeCo よりもかなり複雑な体系になっている。まず、一時金として一括で受け取る場合は「その他の所得税」の16.5%が適用される。次に、55歳以上で年間の給付額が他の私的年

7) 韓国は投資信託の運用益について国内株式を組み入れた投資信託と外国株式を組み入れた投資信託では税制が異なる。現在国内株式の売却益が非課税であることから国内株式を組み入れた投資信託には一般口座からの運用益に対して非課税である。反面、外国株式を組み入れた投資信託の運用益は15.4%が課税される。そこで、一般口座から投資する場合は国内株式を組み入れた投資信託を、IRP から投資する場合は税制メリットを生かすために外国株式を組み入れた投資信託を選択する場合がよくみられる。

金とあわせて1,200万ウォン以下の場合、低率の年金所得税が課税される。年金所得税は年齢によって税率が異なり、55歳から70歳未満の場合は5.5%、70歳から80歳未満までは4.4%、80歳以上では3.3%で、高齢になるほど税率が低くなる。もし年金給付額が年間1,200万ウォンを超過する場合は他の所得と合算して「総合課税」を適用するか、16.5%の分離課税を適用するか、自身で選択することができる（2023年から実施）。総合課税を選択した場合は累進税率が適用され、最低6.6%から最高49.5%まで税率が適用される。

以上、税制については拠出時、運用時、給付時の3つの段階において税制優遇が適用されているが、iDeCoとIRPではそれぞれ異なる税体系がみられる。特に拠出時ではiDeCoが所得控除となる反面IRPは税額控除となり、給付時でもIRPの方がより複雑な課税体系となっている。

4) ま と め

今までiDeCoとIRPの制度の仕組みを詳細に比較検討してきたが、両制度の共通点と相違点について整理しておきたい。

まず、共通点である。①両制度は企業年金制度の改革に合わせて導入されたという共通点がある。法的な根拠も企業年金法に準拠している。②民間の金融機関を運営管理機関や退職年金事業者として指定し、制度の中心的な担い手として活用している。③年金資産の運用においては多様な金融商品の選択肢があり、個人のリスク許容度や投資目標に合わせたポートフォリオを構築することもできる制度設計になっている。デフォルト運用制度も導入している。④制度の拠出時、運用時、給付時のそれぞれの段階において税制優遇が適用されている。⑤給付形態として一時金や年金の受け取りが可能である。

次に相違点である。①iDeCoは国民年金基金連合会を運営主体として制度を設計しているが、IRPは民間の金融機関を活用する制度設計である。②iDeCoは加入者を国民年金（基礎年金）加入者としているがIRPは所得のある就業者として公的年金とリンクされていない。iDeCoは第3号被保険者である専業主婦が加入対象になるが、IRPは所得のない専業主婦は加入対象ではない。③iDeCoは掛金の全額を所得控除の対象にしているが、IRPは掛金の限度額に対して税額控除が受けられる方式をとっている。④年金資産の運用ではiDeCoは商品数を制限しているものの別の制限はない。IRPは資産配分の制限があるが、ETFへの投資ができる。⑤給付形態はiDeCoよりIRPの方がかなり複雑な税制体系をとっており、税制を利用して年金給付を誘導している。

Ⅲ. 制度の変遷過程と普及

ここでは制度の導入以来、どのような変遷をたどって現在の制度体系になったのか検討してからそれぞれの制度の普及状況について検討する。

1) 制度の変遷過程

まず、日本の iDeCo の制度変遷について検討する（表5参照⁸⁾。

既に述べたように iDeCo は2001年10月に施行された確定拠出年金法によって導入された。運営主体である国民年金基金連合会は、2002年1月から運営管理機関である民間金融機関を通じて加入受付を開始した。当初の対象者は国民年金の第1号被保険者（自営業者等）と、企業型確定拠出年金や確定給付企業年金等の対象外の企業の従業員に限定されていた。当時の掛金の限度額は、企業年金の対象外の従業員に月15,000円を設定していたが、2004年の制度改正で月18,000円に引き上げられ、さらに、2010年には月23,000円まで引き上げられた。

その後、制度の一層の普及を狙って、2016年9月には「iDeCo（イデコ）」という愛称が作られた。2017年には制度改正が行われ、加入範囲が大幅に拡大された。企業年金の加入者や公務員等の共済加入者、そして国民年金の第3号被保険者（専業主婦（夫）等）も iDeCo に加入できるようになった。ただし、企業型確定拠出年金の加入者については、企業型年金規約に iDeCo への加入が定められている場合にのみ、加入が可能となった。2017年の制度改正は iDeCo の普及に大きく貢献し、加入者が急激に増加する契機となった。

2018年1月からは加入者の状況に応じた掛金の拠出ができるように掛金を年単位でも拠出できるようになった。同年5月からは資産運用においてデフォルト運用制度が導入され、運用指図を行わない加入者に対応できるようになった。また、投資初心者である加入者が多くの金融商品から選定することに困らないよう、運用商品の数が最大35商品まで制限された。さらに、老後所得の確保のために、iDeCo の個人別管理資産を確定給付企業年金に移換することが可能になった。

表5 iDeCo の主な制度改正

2001年	確定拠出年金法の施行
2002年	iDeCo の実施
2004年	掛金の限度額を月15,000円から18,000円へ引き上げ
2010年	掛金の限度額を月18,000円から23,000円へ引き上げ
2016年	iDeCo の愛称の制定と積極的な啓蒙活動
2017年	加入対象の範囲拡大（企業年金の加入者、公務員等の共済加入者、専業主婦の加入を可能に）
2018年	掛金を年単位でも拠出可能に改正、デフォルト運用制度の導入、運用商品の数を上限35本まで制限
2022年	加入可能な年齢を60歳未満から65歳へ延長 受給開始年齢の上限を70歳から75歳まで延長

出所：企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料 令和4年度版』（2023年1月）より作成。

8) iDeCo の主な制度変遷については企業年金連合会（2023）、178-181頁の年表を参考に、新聞報道の内容を加えて整理したものである。

ただし、確定給付企業年金の規約で iDeCo の個人別管理資産の受け入れが認められている必要があり、規約で認められていない場合は移換することはできない。

2022年4月からは、iDeCo の受給開始年齢が従来の60～70歳から、上限が75歳まで延長された。同年5月からは iDeCo への加入年齢の要件を緩和し、従来の60歳未満から65歳へ延長された。既に iDeCo に加入している会社員や公務員などは、60歳以降も国民年金第2号被保険者であれば、引き続き65歳まで加入できるようになった。また、第1・3号被保険者である自営業者や専業主婦も2022年5月以降に任意加入被保険者となり、引き続き iDeCo に加入することが可能になった。65歳まで加入が認められたことで、今まで加入しなかった50歳以上の中高齢者も新規に加入して一定期間掛金を拠出し、運用することで iDeCo の利便性が向上した。

さらに、2022年10月からは従来加入できなかった企業型確定拠出年金の加入者も、企業型年金規約の定めにより iDeCo に加入することができるようになった。ただ、掛金の上限額には規制があり、企業型確定拠出年金の事業主掛金額と合算して月額55,000円を超えることはできない。また、掛金は各月の拠出であることや企業型確定拠出年金のマッチング拠出を利用していないことが要件となっている。

最後に、今後の制度改正として、2024年12月からは iDeCo の拠出限度額が変更される予定である。確定給付型の他の制度を併用する場合（公務員を含む）、iDeCo の拠出限度額が12,000円から2万円に引き上げられる。ただ、各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額と確定給付型の他の制度の掛金相当額（公務員の場合は共済掛金相当額）と合算して、月額55,000円を超えることはできない⁹⁾。

次に、韓国の IRP の制度変遷について検討する（表6参照）。

韓国の IRP は2005年12月の企業年金制度の導入と同時に通算措置として導入された。既に言及したように当時は IRA という呼称が使われていたが、2012年の制度改正によって IRP へ改編された。それによって単なる通算措置だけではなく、老後の所得を確保するための1つの年金制度として位置付けられた。さらに、企業年金制度の加入者が転職する際に退職一時金の受け取りを給与口座ではなく、IRP 口座へ移換することが義務付けられたことで IRP の口座開設が急増するようになった。

2014年には税制改正により掛金の税制優遇が所得控除から税額控除へ変更された。2015年には税額控除が受けられる限度額が年間400万ウォンから700万ウォンまで引き上げられた。そして、

9) iDeCo には個人向けだけではなく、中小企業向けの iDeCo プラスという制度がある。2018年5月には従業員100人以下で企業年金を実施していない中小企業の従業員も加入できるよう「中小事業主掛金納付制度（iDeCo+・イデコプラス）が新設された。2020年10月には iDeCo+ について、制度を実施可能な中小企業の従業員要件が100人以下から300人以下まで拡大された。企業年金連合会（2023）、178-181頁を参照。

表6 IRPの主な制度改正

2005年	勤労者退職給与保障法施行により企業年金制度の導入 同時に通算措置としてIRAの導入
2012年	IRA制度をIRPへ改編し、年金制度として位置づけ、企業年金加入者が一時金を受け取る際にIRPへ移換を義務化
2014年	掛金の税制を所得控除から税額控除へ変更
2015年	リスク性資産への投資比率を40%から70%へ引き上げ、資産運用商品としてETFを許可、 掛金の限度額（税額控除対象）を400万ウォンから700万へ引き上げ
2017年	IRPの加入対象者を拡大（自営業者、公務員など）
2019年	IRPなど年金口座の金融会社変更の簡素化制度を導入
2022年	退職金制度のみ導入している企業も退職一時金を支給する際に従業員のIRP口座への移換を義務化、 デフォルト運用制度の導入
2023年	掛金の限度額（税額控除対象）を700万ウォンから900万へ引き上げ、私的年金の給付額が1,200万ウォンを超過する場合「総合課税」か16.5%の「分離課税」か選択可能に

出所：韓国の雇用労働省や金融監督院の報道資料、新聞記事等により作成。

資産運用においても規制が緩和され、リスク性商品への投資比率が40%から70%に引き上げられた。運用商品としてETFへの投資も可能となった。

2017年には、従来は加入できなかった自営業者や公務員も加入できるようになった。さらに、2019年からは利用しているIRPの金融機関を簡単に変更できる「簡素化制度」が導入された。以前は金融機関を変更する際に既存の金融機関と新たに開設する金融機関の両方を訪問する必要があったが、新たに開設する金融機関での一度の手続きで済むようになった。これにより、金融機関を訪問する手間が省け、さらにネットや携帯電話のアプリからも手続きが可能となり、加入者の利便性が向上された。それによって金融機関の間では顧客の争奪戦も激化するようになった¹⁰⁾。

2022年4月からは企業年金制度を導入せずに退職金制度のみを採用している企業の従業員も、退職時に退職一時金を給与口座ではなくIRP口座へ移換することが義務付けられた。現在、企業の中では企業年金制度よりも退職金制度を採用している企業が多いため、今後IRPの新規開設と残高のさらなる拡大が予想される。また、2022年7月からは運用指図がない状態を回避するために「デフォルト運用制度」が導入された。2023年には税額控除が受けられる掛金の限度額が700万ウォンから900万へ引き上げられた。そして、IRPを含めた私的年金の給付額が年間1,200万ウォンを超過する場合、他の所得と合わせて累進課税される「総合課税」が適用されてきたが、2023年からは総合課税と16.5%の分離課税のいずれかを加入者が選択できるようになった。

以上、iDeCoとIRPの主な制度変遷について検討してきた。iDeCoとIRPは導入以来、社会の

10) 韓国のIRPにおける金融機関間の競争については柳（2023）を参照。

変化やニーズに応じて制度の改善や拡充が継続して行われてきた。特に加入対象の拡大や年齢制限の緩和により制度の普及が一層に高まったことは両国に共通している。それに掛金の限度額の引き上げ、資産運用ルールの改正、運営管理機関の変更手続きの簡素化など、加入者の利便性の向上につながる改善が継続して行われてきた。個人型確定拠出年金を公的年金を補完するものとし、老後所得を確保する手段として育成しようとする両政府の政策的な意図がうかがえる。

2) 制度の普及

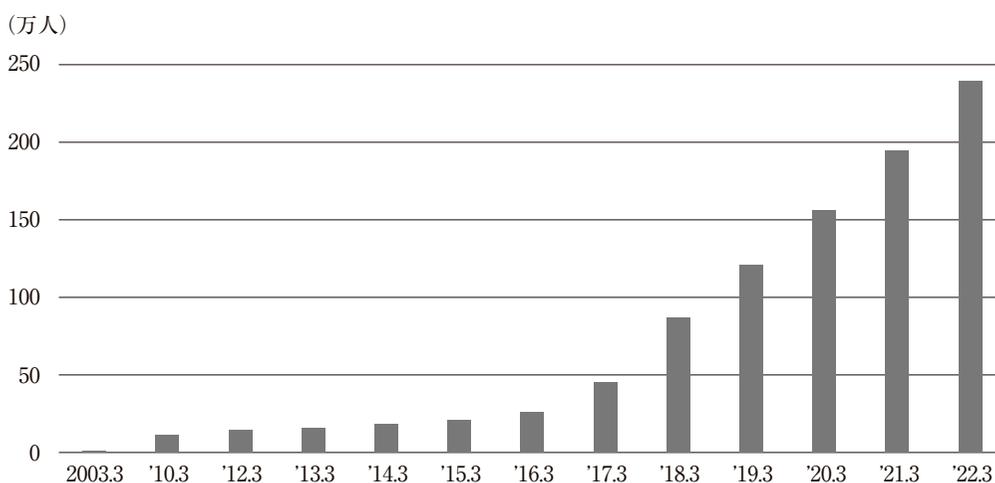
制度の普及については加入件数の推移と加入者の属性を中心に検討する。

① iDeCo の普及

iDeCo の加入者数は、導入当時の2002年3月末の時点ではわずか557人に過ぎなかった。その後、少しずつ加入者数は増えてきたものの認知度が低く、2016年3月末までに30万人を下回った。しかし、2016年に iDeCo という愛称が作られ、積極的な広報活動が行われ、さらに2017年の制度改正で加入対象が拡大されてからは加入者数が急激に増加し始めた（図1参照）。2018年3月末の加入者数は87万人であり、1年間で41万人も増加した。2002年からの累積加入者数が15年間で45万人であることを考えると、2017年度の1年間（2017年4月～2018年3月）だけで41万人が増加したことは驚くべき普及といえる。その後も加入者数は着実に増え、2019年には100万人を超えて、2022年3月末には239万人まで増加した。

また、2022年3月末の加入者の属性をみると、国民年金第1号被保険者数（自営業者など）が27万人、第2号被保険者（会社員、公務員など）が202万人、第3号被保険者（専業主婦など）が10万人となっており、第2号被保険者が全体の84%を占めている。節税効果を最大限生かせる会社員

図1 iDeCo の加入者数の推移



出所：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」（2022年11月）より作成。

や公務員の利用が最も多く、自営業者や専業主婦の加入はあまり増えていないことがわかる¹¹⁾。

次に、加入者を男女別にみると（表7参照）、2022年3月末時点で男性が58.4%、女性が41.6%で、男性の比率が若干高い。また、年齢別にみると、40代の比率が37.2%と最も高く、その後50代、30代の順になっている。20代以下や60代以上の加入者はほとんどいないことがわかる。老後準備に関する意識が高まる40～50代の比率を合わせると全体の70.8%にもなっている。

一方、加入者別の平均掛金額（月額）をみると（表8参照）、加入者全体の平均は16,056円であり、第1号被保険者は28,557円、第2号被保険者は14,407円、第3号被保険者は15,365円である。第2号被保険者の状況を詳しくみると、企業年金に加入していない場合は16,632円、企業年金に加入している場合は10,910円、共済組合員は11,008円となっている。掛金の限度額と平均掛金額を比較してみると、全体的に掛金の限度額に達しておらず、加入者の掛金の引き上げが課題といえ

表7 iDeCoの性別・年齢別の加入状況（2022年3月末）

区 分		加入者数（人）	構成比（%）
加入者合計		2,393,341	100.0
男女別	男性	1,397,423	58.4
	女性	995,918	41.6
年代別	20歳未満	196	0.0
	20代	151,734	6.3
	30代	546,748	22.8
	40代	889,836	37.2
	50代	803,904	33.6
	60代以上	923	0.0

出所：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」（2022年11月）より作成。

表8 iDeCoの加入者別の平均掛金額（月額）（2022年3月末）

区 分	a. 限度額（円）	b. 平均掛金額（円）	比重（b/a）（%）
第1号被保険者	68,000	28,557	42.0
第2号被保険者		14,407	
うち、企業年金に加入していない場合	23,000	16,632	72.3
うち、企業年金に加入している場合	12,000	10,910	90.9
うち、共済組合員など	12,000	11,008	91.7
第3号被保険者	23,000	15,365	66.8
全 体		16,056	

出所：国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度の概況（令和4年3月末現在）」（2022年3月）より作成。

11) ここでの数値は国民年金基金連合会（2022）、2頁から引用。

る。特に第1号被保険者と第3号被保険者は限度額の4割と6割の水準にとどまっており、個別の対応が必要である。限度額の90%に達している第2号被保険者に対しては限度額を引き上げることで老後準備を積極的に支援する必要があると思われる。

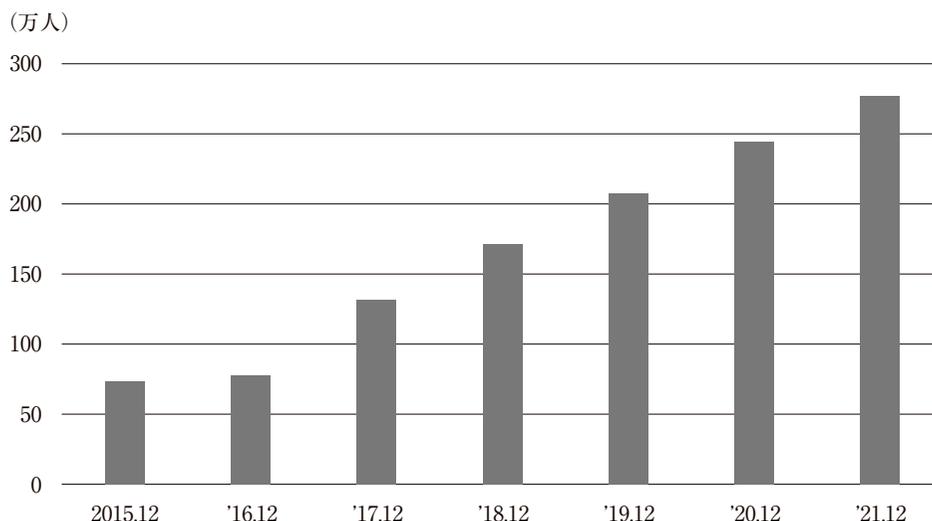
② IRPの普及

IRPもiDeCoのように、導入初期では認知度が低く、あまり普及していなかった。韓国雇用労働部の報道資料によれば、2007年12月末にわずか3,625人がIRPに加入しており、しばらくの間あまり増えていなかった。しかし、2012年の制度改正により、企業年金に加入している従業員が転職する際に退職一時金を給与口座ではなくIRP口座に移換することが義務付けられたため、IRP口座の開設が急増した。何よりIRPへの認知度が一挙に高まる契機となった。IRP口座を通じて退職一時金を受け取りながらも、一部では自ら掛金を拠出して運用する加入者も現れた。さらに、2017年には加入対象を会社員だけでなく、自営業者や公務員まで広げたことが、加入者数の拡大につながった。

韓国統計庁が2016年から年1回発表している「退職年金統計結果」によると、2015年12月末の加入者数は75万人まで増加し、2019年には200万人を超えた。2021年12月末の基準では、277万人になっている（図2参照）。IRPはiDeCoと異なり、1人が複数の口座を持つことができるが、ここでの数値は累積口座数ではなく、純粋な加入者数である。

IRPの加入者を性別で見ると（表9参照）、2021年末基準で男性が60.7%、女性が39.3%と、iDeCoと類似する構成になっている。また、加入者を年齢別にみると、50代の加入者が全体の

図2 IRPの加入者数の推移



出所：韓国統計庁「退職年金統計」各年度より作成。

表9 IRPの性別・年齢別の加入状況（2021年12月末）

区分		加入者数（人）	構成比（%）
加入者合計		2,770,186	100.0
男女別	男性	1,680,838	60.7
	女性	1,089,343	39.3
年代別	20歳未満	885	0.0
	20代	188,233	6.8
	30代	554,919	20.0
	40代	789,001	28.5
	50代	850,186	30.7
	60代以上	386,962	14.0

出所：韓国統計庁「2021年退職年金統計結果」（2022年12月）より作成。

30.7%と最も多く、40代が28.5%、30代が20%という順である。iDeCoと比較すると、40～50代の比重が高いという共通点があるが、iDeCoにはみられなかった60代の比重が14%も占めている。この結果は加入年齢や給付開始年齢に関する制限が緩いIRPの特徴から生まれたものといえる。また、IRPもiDeCoも20代の比重は6%台にとどまり、若年層の加入率を引き上げることが共通の課題となっている。さらに、加入者の中で、自営業者は55万人、公務員などは21万人となり、会社員以外の加入者数が76万人で全体の27.4%を占めている。iDeCoと比較すると、IRPの方が自営業者の加入者が多い。

また、IRPとiDeCoの制度的な差異から2つの異なる数値がみられる。IRPは転職や定年退職時の退職一時金を受け取る口座としても使われており、必要に応じてIRPを解約することもできる。解約時にペナルティーはなく、IRPを維持した場合に条件を満たせば、退職所得税が30～40%が軽減される措置を設けている。2021年には転職などで退職一時金を受け取る目的でIRP口座を開設したのが91万件であり、解約件数は86万件になっている。1人当たりの解約金額は1,900万ウォンである。そして、IRPはiDeCoと異なり、法的な条件を満たせば例外的に中途引き出しが可能であり、2021年には54,716人が中途引き出しを行った。主な目的は住宅購入が54%、賃貸住宅の保証金調達が27%と主に住居に関する資金調達の目的で中途引き出しが行われている¹²⁾。

IV. 年金資産の運用と給付

ここでは年金資産の残高の推移や資産運用の状況、給付形態について検討する。

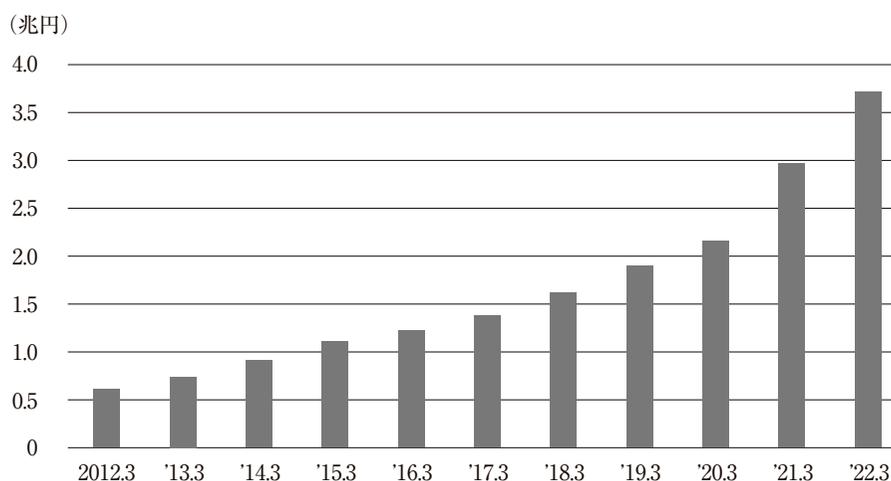
12) ここでの数値は한국통계청（2022）を参照。

1) 年金資産の残高の推移

iDeCo と IRP は加入者の継続的な増加と掛金の限度額の引き上げ、さらに掛金を毎月定期的に積み立てるという特性から、その残高が継続的に増加している。

まず、iDeCo の資産残高をみると（図3参照）、2012年3月末に6,090億円だったのが2015年に1兆円を超えて、2022年3月末には3兆7,112億円まで増加した。10年間で約6倍の増加である。iDeCo の残高を年齢別にみると（表10参照）、2022年3月末基準では50代が全体の44.7%を占めて最も多く、40代が26.8%、60代以上が15.4%という順になっている。加入者数では40代の比重が最も高いが、残高では50代がより大きな割合を占めている。掛金を毎月積み立てる仕組みなので、年齢が高いほど残高が大きくなっているといえる。

図3 iDeCo の資産残高の推移



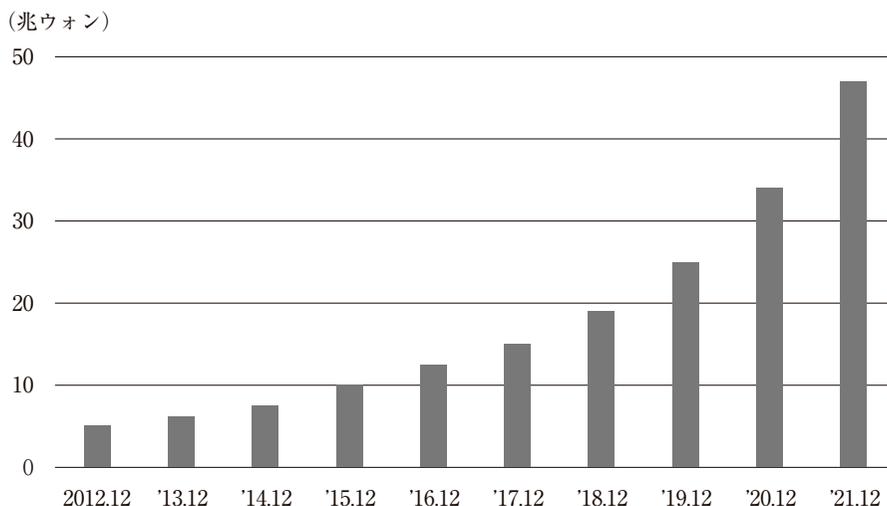
出所：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」（2022年11月）より作成。

表10 iDeCo と IRP の資産残高の年齢別の構成

区分	iDeCo (2022年3月末)		IRP (2021年12月末)		
	残高 (億円)	構成比 (%)	残高 (億ウォン)	構成比 (%)	
資産残高	37,112	100.0	471,990	100.0	
年代別	20歳未満	0	0.0	31	0.0
	20代	586	1.6	7,782	1.6
	30代	4,266	11.5	35,689	7.6
	40代	9,935	26.8	89,628	19.0
	50代	16,603	44.7	200,780	42.5
	60代以上	5,723	15.4	138,081	29.3

出所：iDeCo は 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」（2022年11月）、IRP は韓国金融監督院「2021年度退職年金積立金の運用状況統計」（2022年4月）より作成。

図4 IRPの資産残高の推移



出所：韓国金融監督院「退職年金積立金の運用状況統計」の各年版より作成。

次に、IRPの資産残高の推移をみると（図4参照）、2012年12月末には5兆ウォンだったのが、2018年には約20兆ウォンに達し、2021年12月末には46.5兆ウォンまで増加した。2012年12月末から9年間で年金資産の規模が約10倍にも増えたことになる。IRPの残高を年齢別にみると（表10参照）、2021年12月末の基準で50代が全体の42.5%を占めて最も多く、60代が29.3%、40代が19.0%という順である。加入者数と資産残高の両方において、50代の比重が最も高い状況である。iDeCoとの違いとして、IRPでは60代の資産残高の割合が大きいが、これは60歳で定年退職を迎えつつ、その退職一時金をIRP口座から受け取るケースが多いからである。

2) 年金資産の運用状況

iDeCoとIRPで運用される様々な金融商品は大きく3つに分類できる。元本が保障される預金や貯蓄性保険のような「元本確保型商品」と、価格の変動によって元本も変動する「リスク性商品」がある。リスク性商品には主に投資信託が該当する。そして統計の集計時点でまだ運用指図をせずに現金のまま保管されている「処理待機資金」がある。

2022年3月末時点でのiDeCoの運用状況をみると（表11参照）、リスク性商品の比重が最も高く、全体の62.3%を占めている。元本確保型商品は37.7%、処理待機資金は1.2%である。一方、IRPでは元本確保型商品の比重が最も高く、全体の56.9%を占めている。リスク性商品は34.3%、処理待機資金は8.8%となっている。iDeCoに比べてIRPの資産運用は安全志向がより強いことがわかる。また、処理待機資金の比重が8.8%と高いが、このように運用指図をしない状況を回避するために2022年からデフォルト運用制度が導入されたので今後改善が期待される。

表11 iDeCo と IRP の運用商品選択状況

（％）

区分	iDeCo (2022年3月末)				IRP (2021年12月末)				
	元本確保型商品	リスク性商品	処理待機資金	合計	元本確保型商品	リスク性商品	処理待機資金	合計	
加入者全体	37.7	62.3	1.2	100.0	56.9	34.3	8.8	100.0	
年代別	20歳未満	11.1	80.7	8.2	100.0				
	20代	16.4	80.1	3.5	100.0				
	30代	20.2	78.0	1.8	100.0				
	40代	29.6	69.2	1.2	100.0				
	50代	42.3	56.6	1.1	100.0				
	60代以上	53.3	45.7	1.0	100.0				

出所：iDeCo は 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」（2022年11月）、IRP は韓国金融監督院「2021年度退職年金積立金の運用状況統計」（2022年4月）より作成。

表12 iDeCo と IRP のリスク性商品の選択状況

iDeCo (2022年3月末)			IRP (2021年12月末)		
商品類型	資産 (億円)	構成比 (%)	商品類型	資産 (億ウォン)	構成比 (%)
合計	22,663	100.0	合計	149,545	100.0
国内株式型投信	4,194	18.5	株式型投信	50,302	33.6
国内債券型投信	1,027	4.5	株式混合型投信	29,984	20.1
外国株式型投信	9,107	40.2	債券混合型投信	33,097	22.1
外国債券型投信	1,190	5.3	債券型投信	22,673	15.2
バランス型投信	5,893	26.0	その他	13,223	8.8
MMF	15	0.1			
その他	1,238	5.5			

出所：iDeCo は 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」（2022年11月）、IRP は韓国金融監督院「2021年度退職年金積立金の運用状況統計」（2022年4月）より作成。

次に資産運用の状況を年齢別にみると、iDeCo では若い世代ほどリスク性商品の比重が高いことがわかる。20代ではリスク性商品の比重が80%に達しており、年齢が上昇するにつれてリスク性商品の比重は低下し、60歳以上では45.7%となっている。年齢が高くなる程、資金の引き出し時期に近づくこともあり、より安全な商品を選ぶ方が適切な資産配分といえる。IRP については年齢別データが公表されていないので検討できない。

さらに、リスク性商品の中でも具体的にどのような投信信託商品を選択しているか検討する（表12参照）。iDeCo では外国株式型投信の比重が最も高く40.2%を占めている。次に、株式と債券に分散投資を行うバランス型投信が26%を占めている。一方、IRP では日本と商品の分類形態が異なり、国内・海外の区分ではなく株式と債券の組み入れ比率による分類が行われている。資産全体を株式で運用する場合は株式型投信、株式の組み入れ比率が50~60%の場合は株式混合型投

表13 iDeCo と IRP の金融機関の業態別利用状況

iDeCo (2022年3月末)			IRP (2021年12月末)		
業態	機関数	加入者の構成 (%)	商品類型	機関数	資産残高の構成 (%)
銀行・金庫等	137	37.7	銀行	12	27.3
証券・投信	11	50.3	証券	14	31.8
生命保険	6	1.7	生命保険	11	25.0
損害保険	3	10.3	損害保険	6	13.6
合計	157	100.0	その他	1	2.3
			合計	44	100.0

注：韓国の IRP のその他は「勤労福祉公団」である。

出所：iDeCo は国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度の概況（令和4年3月末）」（2022年11月）、IRP は韓国金融監督院「2021年度退職年金積立金の運用状況統計」（2022年4月）より作成。

信、債券が50%以上で株式の組み入れ比率が50%未満の場合は債券混合型投信、すべて債券で運用される場合は債券型投信となる。IRP の場合、株式型投信が全体の33.6%で最も比重が高く、次に債券混合型投信や株式混合型投信の順になっている。iDeCo と IRP のどちらの場合でも、株式と債券を組み入れたバランス型投信が大きなウェイトを占めている。

最後に iDeCo や IRP は運営管理機関・退職年金事業者として民間の金融機関を活用しているが、どのような業態が多く利用されているのかみよう（表13参照）。iDeCo では運営管理機関として指定されている機関が銀行、証券、生命保険会社、損害保険会社のすべての業態があり、指定機関数は157社にも上る。そのうち、銀行が137社と非常に多いが、業態別の加入者をみると、証券会社が50.3%と圧倒的なシェアを占めている。証券は機関数としては銀行の数よりかなり少ない11社に過ぎないが、加入者を一番多く抱えている状況である。証券会社を利用する加入者が多いことから提供されるリスク性商品も多く、より積極的な資産運用につながったと予想できる。

一方、IRP も銀行、証券、生命保険会社、損害保険会社のすべての業態を活用しており、機関数は44社と日本に比べると非常に少ない。退職年金事業者と指定されるためには専門人材と多額のシステム投資が必要であり、韓国では小規模の金融機関が IRP のビジネスに参入していない。業態別にみると、証券会社が14社と一番多く、次が銀行12社、生命保険11社の順である。IRP は金融機関別の加入者数ではなく、年金資産の残高の統計が公表されているので、資産残高からみると証券が31.8%と一番大きく、次に銀行、生命保険、損害保険の順である。日本と違って機関数も資産残高も証券業界が一番大きい。

3) 年金資産の給付状況

iDeCo は原則60歳を超えてから老齢給付金を受け取ることができる。2022年3月末の給付件数をみると（表14参照）、年金が19,747件、一時金が28,390件となっている。iDeCo は導入されてから

表14 iDeCoの老齢給付金の給付件数と給付金額（2022年3月末）

区分	給付件数 (件)	全体給付金額 (億円)	1件当たりの金額 (万円)
年金	19,747	135	68
一時金	28,390	942	332

出所：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」
（2022年11月）より作成。

表15 IRPの給付件数と給付金額（2021年12月末）

区分	給付件数 (件)	全体給付金額 (億ウォン)	1件当たりの金額 (万ウォン)
年金	16,984	32,028	18,858
一時金	380,286	61,398	1,615

出所：韓国金融監督院「2021年度退職年金積立金の運用状況統計」（2022年4月）より作成。

21年が経過しているが、本格的な普及は2017年頃からであり、現在の給付件数は小規模にとどまっている。また、給付形態としても年金より一時金の受取件数が多いのが特徴である。1件当たりの金額をみると、年金は68万円と非常に少なく、一時金は332万円と年金より約5倍大きい。いずれにせよ、給付金額がまだ小規模であり、老後の所得を確保する手段として十分機能しているとはいえない。

IRPは加入期間が5年以上で55歳以上であれば、いつでも受け取ることができる。ただ、受け取り方や年間に受け取る金額、受け取る期間によって適用される税率が異なる仕組みになっている。2021年の統計をみると（表15参照）、年金が16,984件、一時金が38万件にも達している。一時金として受け取る人数がiDeCoよりもはるかに多いのは、転職や定年退職時に退職一時金をIRP口座から受け取り、55歳以上で一時金として受け取る割合が多いからである。一時金受け取りの1件当たりの金額をみると1,615万ウォンと、長い期間年金として受け取るには少ない金額であり、これが一時金を選択する要因にもなっている。一方、年金として受け取る場合、1件当たりの金額は1億8,858万ウォンであり、かなりまとまった金額になっている。いずれにせよ、IRPもiDeCoのように年金の受取件数が少なく、年金制度として十分機能しているとはいえない状況である。

V. むすびにかえて

本稿は、最近日本と韓国で普及しているiDeCoとIRPの制度の仕組みや普及状況、年金資産の運用や給付形態を比較検討し、両制度の展開における特徴を明らかにすることが目的であった。

iDeCoは2002年1月に導入され、2022年3月末時点で239万人の加入者と3兆7,112億円の年金資産に達している。IRPも2005年12月に導入され、2021年12月末時点で277万人の加入者と47兆1,990億ウォンの年金資産まで成長している。iDeCoとIRPは制度の仕組み上、次の4つの共通点がみられる。①両制度は企業年金制度の改革の一環として導入され、企業年金関連の法律が制度の根拠法となっている。②拠出・運用・給付の各段階において、手厚い税制優遇策がとられており、加入の動機づけになっている。③年金資産の運用は、個人のリスク許容度や投資目標に応じたポートフォリオの構築が可能な制度設計となっている。④給付に関しては、一時金と年金の受け取りから選択が可能になっている。

一方、両制度の詳細な面では次のような相違点がみられる。①iDeCoは国民年金基金連合会が運営主体であり、IRPは民間の金融機関が退職年金事業者として活用されている。②iDeCoでは国民年金（基礎年金）の第1～3号被保険者や任意加入者が加入対象となるが、IRPは所得のある就業者が対象となっている。③iDeCoは掛金の全額が所得控除の対象となるが、IRPでは掛金の上限を定めた上で一部が税額控除の対象となっている。④iDeCoでは運用商品数に制限があるがIRPは運用商品に制限はないが資産配分に制約がある。⑤給付形態として年金を受け取る際にIRPの方がより複雑な税制体系になっている。

以上、制度の共通点や相違点を踏まえて、両制度の展開における特徴を次のように整理することができる。①両制度はともに導入当初は認知度が低く加入者も少なかったが、iDeCoは2010年代の積極的な広報活動と2017年の加入対象範囲の拡大により加入者が増え続けた。IRPも2012年の退職一時金のIRPへの強制移換によって認知度が高まり、2017年の加入対象範囲の拡大によって普及が急激に進んだ。②両政府は制度の導入以来、制度普及のために加入対象範囲の拡大や年齢制限の緩和、掛金限度額の引き上げなどを継続的に行い、制度普及を牽引してきた。制度普及において政策効果が大きかったといえる。③両制度ともに加入者は老後の備えに意識が高まる40～50代が中心であり、税制メリットを生かせる会社員が大半を占めている。男女の割合は6：4である。④年金資産の規模は年々増加しており、主にバランス型投資信託によって運用されている。年齢が若いほど株式の組み入れ比率が高く、iDeCoの方がIRPよりもリスク性商品の配分比率が高い特徴がある。⑤金融業界の中でも証券会社が運営管理機関や年金事業者として大きなシェアを占めており、信託銀行や生命保険会社を中心な確定給付企業年金制度と異なる様子を見せている。

一方、制度が着実に普及しているとはいえ、比較分析を通じて共通の課題も浮き彫りになった。①全体加入者のうち、20代の比重は6%台にとどまり、若年層の加入率アップに努める必要がある。②掛金の限度額をフルに活用する加入者は少なく、老後資金の形成のためにも掛金を限度まで近づける工夫が必要である。③加入者の大半が会社員であり、自営業や公務員などの参加率をアップさせる必要がある。特にIRPは専業主婦の加入ができないので、加入対象に含める必

要がある。④ 制度導入後、20年前後が経過しているにもかかわらず給付件数は非常に少なく、年金よりも一時金の選択が多い。年金制度としては発展途上の段階にあると評価できる。今後、給付件数の増加に備えて年金の比重を高める工夫が必要である。⑤ iDeCoは掛金の限度額が加入者属性によってかなり細分化されておりわかりにくい。IRPも給付時における税制体系が非常に複雑でわかりにくい。両制度を一層広げるためにも、よりシンプルでわかりやすい制度へ改善していく必要がある。

以上、本稿で明らかにした知見について述べてきた。次に、両国で個人型確定拠出年金の普及がもつ意義について考察したい。年金制度は資産運用リスクと給付を誰が負うかによって大きく確定給付型と確定拠出型に分かれる。確定給付型は資産運用リスクと給付を制度運営主体が担う制度である。確定拠出型は掛金の納付のみ責任を負い、資産運用リスクと給付に対しては加入者が責任を負う。現在、日本と韓国の公的年金制度は確定給付型を採用しており、政府にとって資産運用と安定的な給付が大きな課題となっている。企業年金制度においても従来の確定給付型は企業の負担が大きく、それを打開するために年金制度の改革を通じて新たに確定拠出型企業年金制度が導入された。その結果、多くの企業が確定給付型から確定拠出型へシフトしている。このような時代の変化を考えると、個人型確定拠出型年金制度の普及は避けられないかもしれない。

しかし、年金制度の仕組みと資産運用について十分な知識と経験をもっていない個人に加入を促進させることは問題がないのか疑問が残る。個人型確定拠出年金制度を持続可能な年金制度として定着させるためには、何よりも国民向けに「年金リテラシ」と「金融リテラシ」を丁寧に提供する仕組みを作る必要があると思われる。

参考文献

〈日本語文献〉

運営管理機関連絡協議会（2022）、「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」。

金子久（2017）、「iDeCoの意義、問題点と今後の展望」『月刊資本市場』No. 381, 36-43頁。

企業年金連合会（2023）、「企業年金に関する基礎資料 令和4年度版」。

厚生労働省（2019）、「iDeCoを始めとした私的年金の現状と課題」。

厚生労働省（2022）、「私的年金制度（企業年金・個人年金）の今後の課題」, 第19回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の資料2。

国民年金基金連合会（2022）、「iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度の概況（令和4年3月末現在）」。

佐川あぐり（2022）、「対象拡大から5年、iDeCo普及の足跡」大和総研。

野村亜希子（2022）、「年金制度の持続可能性と私的年金の役割」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』令和4年第4号（通巻第150号）。

柳在廣（2023）、「韓国版IRAの急成長と金融業界の対応」『日本年金学会誌』第42巻。

〈韓国語文献〉

국세청（2019）, “퇴직연금소득 원천징수 안내”。

국세청（2023）, “2023 개정세법 해설”。

- 김동희, 류재광 (2023), “보험 및 은퇴설계”, 한국금융연수원.
- 김병덕 (2022), “한국 금융산업의 2030 비전과 과제 : 공사연금 - 공사연금 체계와 금융시장의 역할”, 한국금융연구원.
- 김재철, 정화영 (2023), “가계의 사적연금소득과 주택연금의 역할”, 자본시장연구원, 이슈보고서 23-11, pp. 1-23.
- 노혁준 (2017), “개인연금과 퇴직연금의 연계방안에 관한 연구”, 한국법제연구원, 법제연구 No.52, pp. 37-88.
- 이태열, 강성호 (2019), “개인형 퇴직연금과 개인연금의 유사성 및 사각지대 문제”, KIRI 리포트 (포커스) 483권, pp. 1-8.
- 어수진 (2023), “노후소득보장 강화를 위한 사전연금 세제논의 동향”, 국회예산정책처, NABO 제정추계 & 세제이슈, 2023년 Vol. 2, pp. 122-136.
- 차명기, 김수성 (2015), “개인형 퇴직연금 과세 환급의 문제점 및 활성화 방안”, 세무화 회계 4 (1), pp. 263-304.
- 한국통계청, “퇴직연금통계 결과”, 각 연도.
- 한국금융감독원, “퇴직연금 적립금 운용현황 통계”, 각 연도.
〈홈페이지〉
- iDeCo 公式 사이트 : <https://www.ideco-koushiki.jp/> (2023년 6월 10일)
- 韓國金融監督院・統合年金ポータル : <https://www.fss.or.kr/fss/lifeplan/lifeplanIndex/index.do?menu-No=201101> (2023년 6월 10일)

(神田外語大学外国語学部准教授 博士(経済学))